

【講演会等報告】

「無形文化遺産保護条約第 10 回政府間委員会」へ出席して

岩崎まさみ



写真 1 会議の様子

2015年11月30日から12月4日までの期間、ナミビア共和国の首都であるウイントフック市において、本年度の無形文化遺産政府間委員会が開催された。この会議は毎年、同時期に開催され、本条約の締結国が一同に会して、その年の無形文化遺産の登録の可否を決定することを目的としている。本年度の会議には100数カ国約500人の参加があった。それぞれの各国代表团には無形文化遺産の専門家として人類学者が含まれており、またオブザーバーとして出席して

いる NGO 代表の多くは人類学者である。つまり政府間会議と無形文化遺産の専門家の会議という二重の性格を備えた国際会議であり、報告者は日本政府代表团の中の専門家という立場で参加した。

無形文化遺産保護条約は別名「2003 年条約」と呼ばれ、その採択から 12 年目であり、また条約の運用が始まって、今年で 10 年目という若い条約である。つまり「世界遺産」のような歴史の古い条約に比較すると、まだ知名度も低く、運用上の課題も多いと言える。日本政府はこの条約の草案の段階から関わり、主導的な立場で「2003 年条約」を牽引してきた。現在 22 件の日本提案の文化遺産が登録されているが、一般的には 2013 年に「和食：日本の伝統的食文化」が登録されたことをきっかけとして、日本国内で知られるようになった。世界的には合計 314 件が無形文化遺産として登録されていることや、これまで「世界遺産」の登録が少ないアジア・アフリカ諸国からの申請が多いこと等から、短期間に多くの開発途上国に根を張りつつある条約であると言える。

政府間会議の中心的な作業は、専門家機関による事前審査をもとに出された登録の可否に関する勧告を、それぞれの案件ごとに審議して、最終決定を下すことである。本年度は 3 種のリストに対して合計 45 件の申請があり、最終的には 23 件（代表リスト）、5 件（危機リスト）を登録し、2 件の国際援助の申請を承認することを決定した。興味深いのはその審議から決定に至る過程において、各国が複雑な政治的駆け引きをする様子である。事前審査の結果が「登録」である場合は、その審議から決定に至る時間は 5 分程度であり、政府間委員会は基本的に勧告通りに決定する。しかし事前審査による勧告が提案書を修正して再提出を求める「情報照会」であった場合、提案国は政府間会議の審議の流れを誘導して「登録」に導くために、あらゆる外交努力を展開する。その様子は現在の世界政治図

を見るようであり、同盟国どうしの連携が見られたり、対立する国間の駆け引きが見られたり、しかしかにか時間がかかると、最終的には「コンセンサス」というユネスコの決着に落ち着く様子に「紛争だらけの世界のオアシス」を見るような不思議な安堵感さえ感じる。

「文化の多様性」の構築を目指す無形文化遺産保護条約は、同様の目標を持つ人類学の恰好のフィールドでもある。近年、儀礼や祭りなどの無形文化遺産で動物の扱いをどのように捉えるかということが議論されている。つまり狩猟民や遊牧民の生活には動物との関わりが欠かせないわけであり、しかしその動物との関わりが、ヨーロッパなどの都会生活者の価値観と相いれない場合が多く、本条約の根幹にある「相互の理解と尊重」が叶わない場合、その文化遺産は登録されないという運命をたどる。政府間会議の議論に加わる人類学者の多くがこの結論に違和感を感じつつも、委員会の決定を受け入れている。言い換えると、政府間会議は、「条件付きの文化の多様性」が構築されていく場でもあり、そのフィールドに立つ人類学者の興味は尽きることがない。

第10回政府間会議の最後に、来年の開催国がエチオピア連邦民主共和国であることがアナウンスされた。アフリカ大陸での連続開催は、無形文化遺産保護条約の運用に多様な影響をもたらすことを予感させながら、今年の会議を終えた。



写真2 会場外の風景

(いわさき・まさみ／北海学園大学)